

令和7年7月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1.開催日時 令和7年7月25日（金） 9時00分開会

2.開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3.出席委員 13名

職 名	議席 番号	氏 名	職 名	議席 番号	氏 名
会 長	4 番	脇田 峰生	委 員	7 番	入鹿山 君徳
職務代理者	1 1 番	中村 裕臣	委 員	8 番	窪田 良二
委 員	1 番	河本 アツミ	委 員	9 番	鮫島 貞人
委 員	2 番	鮫島 繁樹	委 員	1 0 番	深田 広文
委 員	3 番	日高 仙三	委 員	1 2 番	日笠山 昭代
委 員	5 番	欠席	委 員	1 3 番	古田 新一
委 員	6 番	山下 正	委 員	1 4 番	名越 直樹

4.欠席委員 1名 5番 中村 逸夫

5.議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第7号 合意解約等について
- 第 3 議案第31号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第32号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 5 議案第33号 非農地証明について
- 第 6 議案第34号 あっせんについて
- 第 6 議案第35号 農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について

○事務局

おはようございます。本日は中村逸夫委員とK推進委員から欠席の届けが出ています。

それでは定刻、定足数に達していますので、これから令和7年7月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定をお願いします。また、退席する時は、議長の許可をもらってから退席してくださいようお願いします。

それでは開会にあたり、会長にご挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

○会長

改めまして皆さんおはようございます。

本日は、令和7年7月西之表市農業委員会定例総会を案内しましたところ、委員、推進委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございます。

梅雨も明けたところで、例年なら米刈りの真っ最中で忙しい時期なのですが、ここ2、3日雨で米刈りの作業が全くできていない状態ですが、なんとか天気が持ちこたえたらと思います。

農業委員、推進委員の皆さんの任期もあと1年を切りましたが、利用状況調査に皆さんがんばっていただいていることと思います。

今年は本当に暑いので、水分補給をしっかりといただきまして、熱中症には十分気をつけていただきたいと思います。

また、本日は8月下旬に予定をしています先進地研修の説明もありますので、都合のつく方は参加していただきたいと思います。

私事ですけれども、少し忙しくなりまして、スケジュール調整で迷惑をかけることもあるかと思います。できるだけ迷惑をかけないようにがんばっていきますので、よろしくをお願いします。

簡単ではありますが、開会の挨拶に代えさせていただきます。

また、議事運営がスムーズに終わりますよう皆さんのご協力をよろしくお願いします。

○議長

それでは本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しています議事日程のとおりです。

まず、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

2番 鮫島繁樹委員、3番 日高委員を指名します。

続きまして日程第2、報告第7号「合意解約等について」です。事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第7号「合意解約等について」を説明します。資料は1ページです。

今月の合意解約は1番から5番の5件で、台帳現況地目畑の5筆、面積17,442平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

続きまして日程第3、議案第31号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第31号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は2ページです。今月は1番から3番の3件です。

1番です。安納校区大平地区です。台帳現況地目畑の2筆で登記面積3,579平米を所有権移転するものです。

2番です。安城校区平園地区です。台帳現況地目畑の1筆で登記面積17,027平米を所有権移転するものです。

3番です。伊関校区沖ヶ浜田地区です。台帳現況地目畑の1筆で登記面積3,193平米を所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。続いて担当委員から報告をお願いします。まず番号1番について、3番委員をお願いします。

○3番委員

3番です。

7月21日午前8時から担当推進委員、譲渡人立会いのもと現地調査を行いました。農地の場所としては安納のキビの試験場の近くにある農地です。

譲渡人に関しましては、県内在住ということで、電話で確認を取っています。

譲受人は、安納校区軍場地区在住の認定農業者で、主に安納イモを作付けしていて、農業機械もそろっていて、経営、技術ともに問題ありません。

農地に関しましては現在、安納イモを作付しています。来年は畑を休ませて、再来年また安納イモを作付けするということです。

譲渡人、譲受人は、親戚関係にあたるということで、譲渡人が年齢的にも処分をしたいということで、今回の申請になったということです。

以上で報告を終わります。

○議長

続きまして番号2番について、7番委員をお願いします。

○7番委員

7番です。

現地調査を7月19日、譲渡人、譲受人の立会いはなかったんですけど、私と担当推進委員2人で現地を確認しました。

譲渡人と譲受人には電話でこの所有権移転の経緯について確認をしました。現況は、茶畑なんですけれど、もう何年も耕作をせずに木が大きくなっています。

申請の理由としては、譲受人が規模経営拡大をしたいということで、茶畑を畑に戻して安納イモを耕作したいということです。

譲受人は、農地所有適格法人で大型機械も農機具等も一式揃っており、農業経営も問題ないということです。このような経緯から売買契約で所有権移転することになったということです。

以上です。

○議長

続きまして番号3番について13番委員お願いします。

○13番委員

13番です。

番号3について報告します。7月21日昼前に譲渡人、譲受人のお宅に訪問して、これまでの経緯について、また申請内容について確認を取りました。

譲受人は、伊関校区沖ヶ浜田地区在住の農家で、農業機械もそろっていて、経営、技術ともに問題ありません。

譲渡人と譲受人は、親戚関係です。10年ほど前に土地の売買は済んでいたようですけれども、譲渡人側の都合によってこれまで名義変更ができずに今回の申請となったということです。また、譲渡人がこれまで長い間、手続きをしなかったことに対して、申し訳なかったという言葉もありました。

以上です。

○議長

ただ今、担当委員から報告がありました。

この件につきまして、皆さんから質疑、意見等ある方は挙手をお願いします。

○H推進委員

すみません。3番について、売買価格が高いと思ったのですが、理由をお聞かせください。

○議長

反当たり60万円ですが、事務局は何か把握してますか。

○事務局

本人同士の話で決めた金額なのですが、結構前に購入されていたので、その当時の金額とのことです。

○議長

その頃の価格は基盤整備が済んでいるところで反当たり60万円から65万円ぐらいでした。

○13番委員

13番です。

10年ほど前のことで譲渡人も先祖代々の土地を手元に残しておきたいということで、いどこにあたる譲受人と売買が成立しました。しかしながら、名義を変えていなかったということです。

○議長

よろしいでしょうか。

他にありませんか。

○O推進委員

2番ですけれども、3番と違って面積の割に安いんですが、これはこういった理由ですか。教えてください。

○7番委員

7番です。

現地を見たときには何年も耕作されておらず、茶の木が4、5メートルになっているような状況です。譲受人は大型機械とかいろいろ持っているので、茶の木を抜根し、整地して畑に戻すためには時間と費用がかかると思います。さらに現場が山奥です。諸々の経費を含めて計算すると1反当たり10万円もしないことになりますが、これぐらいの値段で譲渡人、譲受人もそれで同意したのだらうと思います。

○議長

補足で説明をしますと今担当委員からありましたように、ここには茶の木を抜根するだけでなく、水の配管が通っていて、それを片付けるのにもかなりお金もかかると思います。

これはお互い納得の上での申請ですので、担当委員から報告があったように茶の木と配管の撤去の経費も含まれていることだと思います。

よろしいでしょうか。

他にありませんか。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第31号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をします。

原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成多数)

○議長

ありがとうございました。

賛成多数ですので、本案を許可することに決定しました。

続きまして日程第4、議案第32号「農地法第5条の規定による許可について」です。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第32号「農地法第5条の規定による許可について」を説明します。資料は3ページです。今月は1件です。

1番です。

申請地は榕城校区小牧野地区です。

令和6年11月定例総会で、農業振興地域整備計画変更で農用地区域からの除外が承認された農地です。台帳現況地目畑の1筆で、面積499平米を一般住宅に転用するものです。

申請理由は、子供が家業を継ぐために帰島し、申請地に一般住宅を建築するものです。

農地区分は、農振農用地区域外で中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから第2種農地の「その他の農地」に該当すると判断されます。

資金調達については銀行からの融資を計画していて、銀行からの事前審査結果通知書を確認しています。

申請地は畑と原野に囲まれているものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、転用による周囲への被害はないと思われます。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

この件につきましては、10日に合同の現地調査が行われていますので、調査委員長
長の報告をお願いします。

○10番委員

10番です。

7月10日、11番委員、地区担当委員、担当推進委員、事務局2名、申請案内人
立会いのもとで現地調査を実施しました。

譲渡人と譲受人は親子関係です。

現地は航空写真のとおり榕城校区小牧野集落の住宅地に隣接する農地です。

住宅排水等は隣接する住宅の排水路等に流すなど、周辺に影響はないと判断しまし
たので、許可相当と意見の一致を見ました。

以上です。

○議長

ただ今、調査委員長から報告がありました。

この件につきまして担当委員から補足の説明があつたらお願いします。

14番委員をお願いします。

○14番委員

14番です。

調査委員長の報告どおりです。

○議長

この件につきまして皆さんから何か意見等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第32号「農地法第5条の規定による許可につい
て」の採決を行います。

原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして日程第5、議案第33号「非農地証明について」を議題とします。

議案説明の前に資料4ページの2番の申請人が9番委員の親です。農業委員会法第
31条に「農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項
については、その議事に参与することができない」と「議事参与の制限」が規定され
ています。この規定によって9番委員は議事に参与できません。

そのため、議事の進行上、「非農地証明について」のうち、1番と2番を分けて審
議したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○議長

それではまず、議案第33号「非農地証明について」の議案説明を全部通してお願いします。

○事務局

日程第5、議案第33号「非農地証明について」を説明します。資料は、4ページです。今月は1番から2番の2件で4筆です。

1番です。

現和校区西俣地区の2筆です。2筆とも台帳地目は畑ですが、昭和50年以前から耕作されておらず、現況が山林と原野になっています。交付基準1（イ）に基づく申請です。

2番です。

現和校区上之町地区の2筆です。1筆は、台帳地目畑ですが、平成27年から耕作されておらず、現況が原野となっており、交付基準1（イ）に基づく申請です。

もう1筆は台帳地目畑ですが、平成5年から耕作されておらず、現況が公衆用道路となっており、交付基準2に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

この件につきましても10日に合同現地調査が行われています。まず、1番について調査委員長の報告をお願いします。

○10番委員

10番です。

7月10日、11番委員、地区担当委員、担当推進委員、事務局2名、申請案内人立会いのもとで現地調査を実施しました。

まず、整理番号1について報告します。申請土地の1段目と2段目ですが、1段目と2段目は近場でしたので、まとめて報告をします。

現地は西俣集落の北部にある農地で、現地は双方とも竹、雑木が茂っていました。

また周辺農地も同様の状況にあり、交付金交付基準1（イ）に該当し、周辺への影響はないと判断をし、許可相当と意見の一致を見ました。

○議長

ただ今、整理番号1について調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員の補足の説明があったらお願いします。

1番について、2番委員をお願いします。

○2番委員

ただ今の調査委員長の報告のとおり違いありません。以上です。

○議長

この件につきまして皆さんから意見等ありましたら挙手でお願いします。

（挙手無し）

○議長

無いようですので、議案第33号「非農地証明について」の整理番号1番について採決をします。

整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

す。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第33号「非農地証明について」の整理番号1番について許可することに決定しました。

続きまして、整理番号2です。

2番については、議事参与の制限の規定によって、9番委員は議事に参与できませんので、9番委員の退室を求めます。

(9番委員退室)

○議長

それでは、2番について調査委員長の報告をお願いします。

○10番委員

整理番号2につきまして、報告します。現地調査メンバーは、先ほど述べた方と一緒にです。

申請土地の1段目について報告をします。

現地は市道、田之脇石堂線の道路の法下にある狭小な農地です。右側写真の細長いところです。現場は長年、竹、雑木等が茂っていきまして、交付基準1（イ）に該当し、周辺には影響はないと判断しました。

次に申請農地の2段目について報告をします。

現地は現和上之町にある市道、下郷上之町線の敷地内にある農地です。この市道を作った当時に地目変更等をしていなかったということで、現在、道路の敷地にこの農地が存在する形になっているようです。交付基準2に該当し、周辺には影響がないと判断しましたので、許可相当と意見の一致を見ました。

以上報告します。

○議長

ただ今、整理番号2について調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員の補足の説明があったらお願いします。

2番について、2番委員をお願いします。

○2番委員

ただ今の調査委員長の報告のとおり違いありません。以上です。

○議長

この件につきまして皆さんから意見等ありましたら挙手でお願いします。

(挙手無し)

○議長

整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、議案第33号「非農地証明について」の整理番号2番に

ついて許可することに決定しました。

9 番委員の入室をお願いします。

(9 番委員入室)

○議長

続きまして日程第 6、議案第 34 号「あっせんについて」を議題とします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第 6、議案第 34 号「あっせんについて」を説明します。資料は 5 ページから 6 ページです。今月の申し出は 3 件です。

1 番です。「貸したい」の申し出です。榕城校区上之原町地区の 1 筆です。申出者からの希望は特にありません。あっせん委員は、4 番 脇田委員と 12 番 日笠山委員をお願いします。

2 番です。「借りたい」の申し出です。申出者は「榕城校区内で田を借りたい」と希望しています。面積は 10 アールから 20 アールです。あっせん委員は、4 番 脇田委員、14 番 名越委員をお願いします。

続いて 3 番です。「売りたい」の申し出です。場所は現和校区武部地区の 5 筆です。申出者からの希望は特にありません。あっせん委員は 2 番 鮫島繁樹委員と 9 番 鮫島貞人委員をお願いします。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

この件について皆さんから質問等ありましたら、挙手でお願いします。

2 番は、範囲が広いですが、できる範囲でということをお願いします。

何かありませんか。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、あっせん委員になった委員はよろしくをお願いします。

続きまして、日程第 7、議案第 35 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を議題とします。議案説明をお願いします。

○事務局

日程第 7、議案第 35 号「農地利用集積等促進計画策定に係る意見について」を説明します。

まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。資料は 7 ページです。

1 段目です。期間が令和 7 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日までの 5 年間、地目畑、面積 910 平米です。利用権の設定をする者 1 人、受ける者 1 人です。

2 段目です。期間が令和 7 年 9 月 1 月から令和 17 年 8 月 31 日までの 10 年間、地目田、面積 1,513 平米、地目畑、面積 15,327 平米、合計面積 16,840 平米です。利用権の設定をする者 6 人、受ける者 1 人です。

内訳については 8 ページを、詳細については 9 ページから 18 ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。資料は19ページです。

1段目です。期間が令和7年9月1日から令和12年8月31日までの5年間、地目畑、面積910平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和7年9月1日から令和17年8月31日までの10年間、地目田、面積1,513平米、地目畑、面積15,327平米、合計面積16,840平米です。利用権の設定をする者1人、受ける者3人です。

内訳については、20ページを、詳細については、21ページから25ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ただ今、事務局から説明がありました。

ただいまの説明に対して皆さんから何かご意見等ありますか。

○7番委員

7番です。

ここに載っている安城の農地についてです。今年から貸借ということですが、昨年

から田を貸しているけれども賃料をもらっていないということです。
前に借りていた人が、もう自分が作らなくなったから、別の人に「あなた、次に作ってよ」ということで、地主に了解を取らないうちに耕作しているということです。今回このような契約に至っていますけれども、地主は、今年初めてこのような書類が農業委員会から送ってきたということです。

「前に借りてた人が勝手にそういうことをやっていいのか、土地の持ち主にそういうことを説明しないうちに契約の書類が送ってくるのはおかしいのではないか」という話を地主から聞きました。

○議長

この辺は事務局わかりますか。

○事務局

そもそも申請手続きでは双方の話を聞いて納得しての契約となっています。こちらとしては、両方の了解を得てから書類作成を進めています。

○7番委員

了解を得てると言われましたけれども、私はちゃんと本人から話を聞いているんです。

地主は何も知らないのに、農業委員会から書類が送ってくるのはおかしいんじゃないのか。前に借りていた人がもう作れなくなった時点で地主に相談をして、次に誰が借りますということを話もせずに、又貸し状態で次から次に人に貸していくのはおかしいと思います。

○10番委員

これは新規の契約ですか。

○8番委員

以前の貸し借りがおかしかったので今度からちゃんとなるわけですね。

○10番委員

地主は知らなかったわけですから、借主が手続きの口火を切ったのですよね。

借主は手続きをしなければならないと事務局に話があって、そこで地主がわかって地主に書類を送ったということではないですか。つまり、地主が「誰か借りてくれな

○7番委員

前に借りていた人が次に作ってくれる人を探してくれたのだが、誰が次に作るのかを知らなかったということです。

○10番委員

これまではっきりしなかったのが、今回はっきりしたということで書類が上がってきています。

○7番委員

今回ではっきりしたけれども、今度借りる人がどういう人なのか知らない中で、公社を通すための契約になっている。その地域で作りたい人がいて今回と別な人が契約したかもしれないと地主から聞きました。

○G推進委員

前借りていた人が地代を払っていない件や経緯は事務局に任せて、今回は、議案提出されたものについて審査するという事でよくないですか。

○議長

これまでのことについては、事務局が調査するという事でお願いします。
他にありませんか。

○Y推進委員

資料の8ページの1段目の1番ですが、9ページから11ページで同じ書類が3枚あります。これはどういう意味なのでしょう。

○事務局

これは、相続未登記の農地ですので、過半の相続人の同意が必要です。書類の内容は同じなんですけれども、相続人3人の同意の印鑑をそれぞれ押してもらっているので3枚あります。コピーなので、印影が薄くなって同じ書類に見えたかもです。すみません。

○議長

他にないですか。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、議案第35号「農用地利用集積等促進計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事は終了しました。

農業業委員会法第14条及び第24条において、農業委員、推進委員は「業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務を退いた後も同様とする。」となっていますので、ご注意ください。

会 長 _____ 印

2 番 委 員 _____ 印

3 番 委 員 _____ 印